

令和2年度補正予算

京都市商店街緊急支援補助金

- ▶ 消毒液・空気清浄機など、すでに購入された経費も対象! (4/1以降の購入に限ります。)
- ▶ 商店街の共有設備や会員店舗等の清掃・衛生対策費
- ▶ 会員店舗による共同商品の開発, テイクアウト・デリバリーの導入費
- ▶ 収束後の来訪や購買の動機付けになるイベント・キャンペーンに要する費用 等
感染症拡大防止のための事業や収益向上のための独自の取組にご活用ください。

補助率

9/10以内

補助上限額

商店会の会員数が50以上

200万円

商店会の会員数が50未満

100万円

補助対象者

商店会 (市内の商店街振興組合その他事業者の組織する団体のうち、商店街の振興を目的として本市の区域内で活動するもの)

補助対象事業

・感染症予防のための事業

(例) 商店街の共有設備や会員店舗等の清掃・衛生対策に必要な消毒用アルコール, マスク, 除菌スプレー, 空気清浄機, パーテーション, 仕切り板, トイレ衛生用品等の購入やレンタル等

・収益向上のための独自の取組

(例) 会員店舗による共同商品の開発, テイクアウト・デリバリーの導入, チラシの製作・送付, WEB広告導入, インターネット販売システムの構築, 高齢者送迎サービス導入等の費用, 収束後の来訪や購買の動機付けになるイベント・キャンペーンに要する費用

補助対象の事業期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日に完了する事業

※ 令和2年4月1日以降に実施して完了した事業も対象となります。

受付期間

令和2年 **6月3日** (水) ~ **6月30日** (火)

申請書

申請書類は商店会に送付するほか、ホームページにも掲載しますので、必要な場合は下記からダウンロードしてください。

▼ <https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/soshiki/7-10-0-0-0.html>

補助金案内HPのアドレス及びQRコードを記載します。



問い合わせ先及び提出先

京都市産業観光局
地域企業イノベーション推進室 商業振興担当
075-222-3340

